

盛岡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和7年1月31日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和6年11月27日付け6盛監第40号 |
| 2 対象部署 | 財政部、市民部、農林部、公平委員会事務局及び会計課 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |